

令和元年度沖縄県契約審議会答申に対する県の対応方針について

資料2

| No. | 令和元年度答申 付帯意見 | 対応方針 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>条例の実効性を確保するため、条例の趣旨及び取組方針に掲げた施策については、県全体においてより一層の浸透を図り、各部局等で連携しながら着実かつスピード感を持って取り組んでいただきたい。</p> | <p>取組方針策定後、全部局等に対して、取組の着実な実施や新たな取組の検討について積極的に行うよう文書で令和2年3月30日付けで通知したところです。</p> <p>また、条例の趣旨及び取組方針について浸透を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響で離島地域で実施できなかったものの、今年度は、庁内向けの説明会を本島3地域で全4回実施しました。</p> <p>引き続き、各現場へ条例の趣旨や取組の浸透を図るとともに、部局等における取組状況について審議会へ報告しその評価・検証をいただくとともに、審議会の意見を踏まえながら取組の改善・充実を図り、さらに実効性を高めていきたいと考えております。（労働政策課）</p> |
| 2 | <p>公共サービスの質の向上及び労働環境の整備促進を図るためには事業者等の適正な利益確保が不可欠であり、労務単価等の上昇に対応できるよう必要な予算を確保していただきたい。</p> | <p>労働環境の整備促進に関する取組については、庁内向け説明会でも重点的に説明を行ったほか、全部局等に対して文書により、具体的な事例を示しながら実施を促しているところです。（労働政策課）</p> |
| 3 | <p>社会的価値向上等に向けた事業者の取組が継続して行われるよう、入札参加資格審査における評価に加え、入札、企画競争型随意契約の相手方選定等においても総合的に評価する取組を検討していただきたい。</p> | <p>取組方針では契約相手方の選定等に当たり、事業者が自主的に行う労働環境の整備促進や社会貢献等に関する取組を評価することにより、社会的責任を果たそうとする事業者を支援することとしております。</p> <p>また、先行事例について庁内で情報共有を行い、取組方針に掲げた取組を部局等へ広げていくとともに、新たな取組については、相手先選定に当たって行う評価の方法等について施策を推進する部局が中心となって検討し、他部局へ取組方法等を情報共有し、実施を促していくこととしております。</p> <p>なお、県契約の相手先選定に当たっての評価においては、透明性及び公平性を確保するため客観的かつ明確な基準等が必要となるほか、競争性を確保するためには入札等の参加者数を一定数確保する必要があり慎重に検討する必要があります。どのような評価基準及び方法が適かについては、他自治体の事例等を研究しながら引き続き検討していきたいと考えております。（労働政策課）</p> |